

文化遺産の保護及び活用の推進

【提案・要望先】 財務省・文部科学省・文化庁

提案・要望事項

1. 文化遺産の保護、復原、活用に要する予算の確保

- ・高松塚古墳壁画、キトラ古墳壁画の保存修復の促進と地元における保存と活用を促進されたい。
- ・平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥京跡をはじめとする史跡等の保全・活用を図るため、史跡地の公有化を推進されたい。
特に、飛鳥京跡苑池遺構の整備に向け、史跡地の公有化及び整備事業費の拡充をされたい。

2. 国宝・重要文化財建造物の保存・保護に対する支援

- ・有形文化財の盗難等防止対策について、所有者の実情に応じた対策が講じられるよう、補助対象の拡大及び柔軟な対応をされたい。
- ・国宝・重要文化財建造物の構造的健全性を維持するための適切な保存修理や、火災などの影響の軽減を図るための環境整備に関し、補助メニューの拡大など積極的な取組と財政支援を願いたい。

現状と問題点

- ・高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画について、この貴重な文化財を後世に引き継ぐため国において古墳壁画保存活用検討委員会を設置し、保存措置及び適切な公開について検討がなされている。
今後も、万全の措置が講じられるよう県として可能な限り協力していく。
(文化庁事業費予算額 古墳壁画緊急保存活用等
⑳年度:410,000千円、㉑年度:461,000千円)

- ・飛鳥京跡苑池は、飛鳥時代の政治・文化及び我が国の庭園の発展史を知る上で重要な遺跡である。
平成11年から平成13年に橿原考古学研究所が発掘調査を実施し、平成15年には国の史跡・名勝に指定された。
今後、県において公有化を進め、遺跡の整備を行う予定。



飛鳥京跡苑池(南池)

- ・国指定の建造物への放火、仏像の盗難が相次いで発生している中で、所有者は警察、消防署の指導を得て防犯設備の整備を実施している。その際、警備保障会社等との設備リースによる整備事業も補助対象とすることにより、より安価な経費で防犯体制が完備できる。現在、少額補助及びリースによる設備整備は認められていない状況にある。
- ・国宝・重要文化財建造物については耐震性能の向上を念頭に置いた保存修理を実施しており、美術工芸品については収蔵施設の耐震化、収蔵方法の改善に努めるよう、所有者に指導しているところであるが、小修理を含む保存修理事業の拡大や、火災・崖崩れなどの外的影響の軽減を図るための周辺環境整備に対しても財政支援が必要である。

【県担当部局】 教育委員会事務局文化財保存課

